

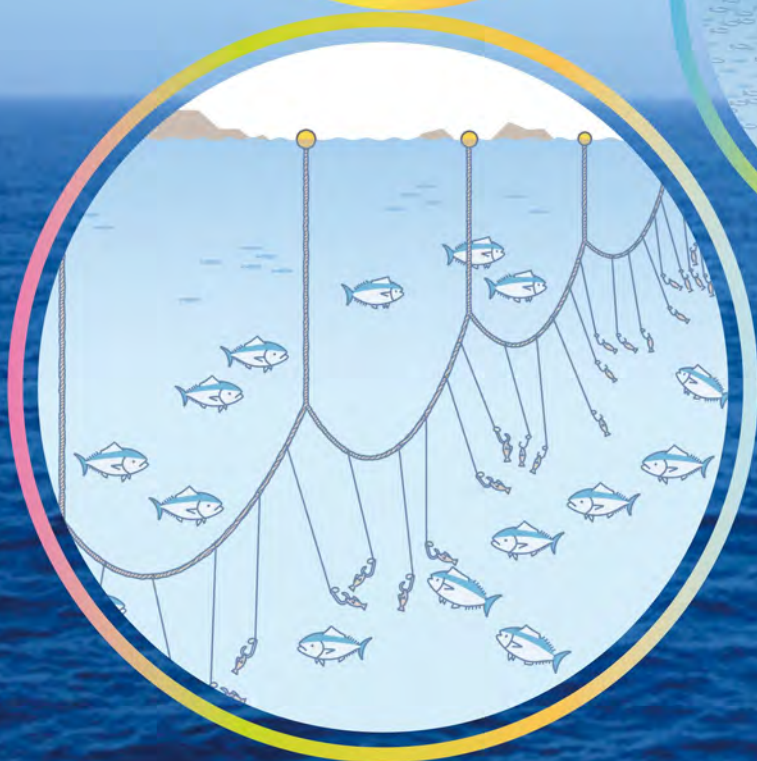
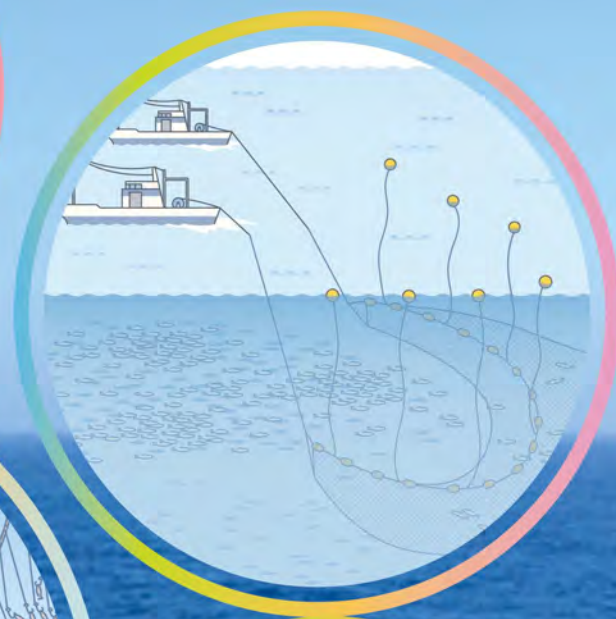
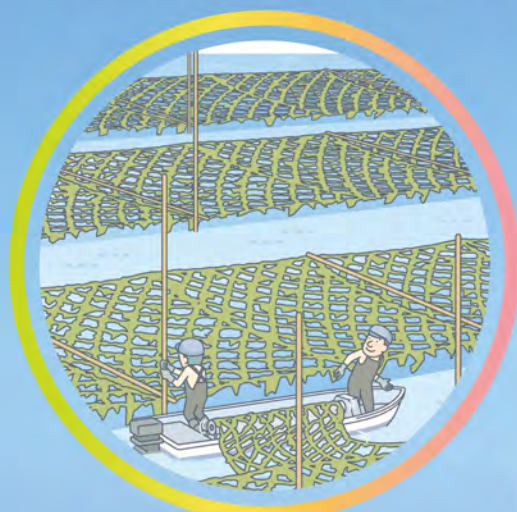
平成 30 年度

海運・水産関係団体連絡協議会

瀬戸内海東方海域

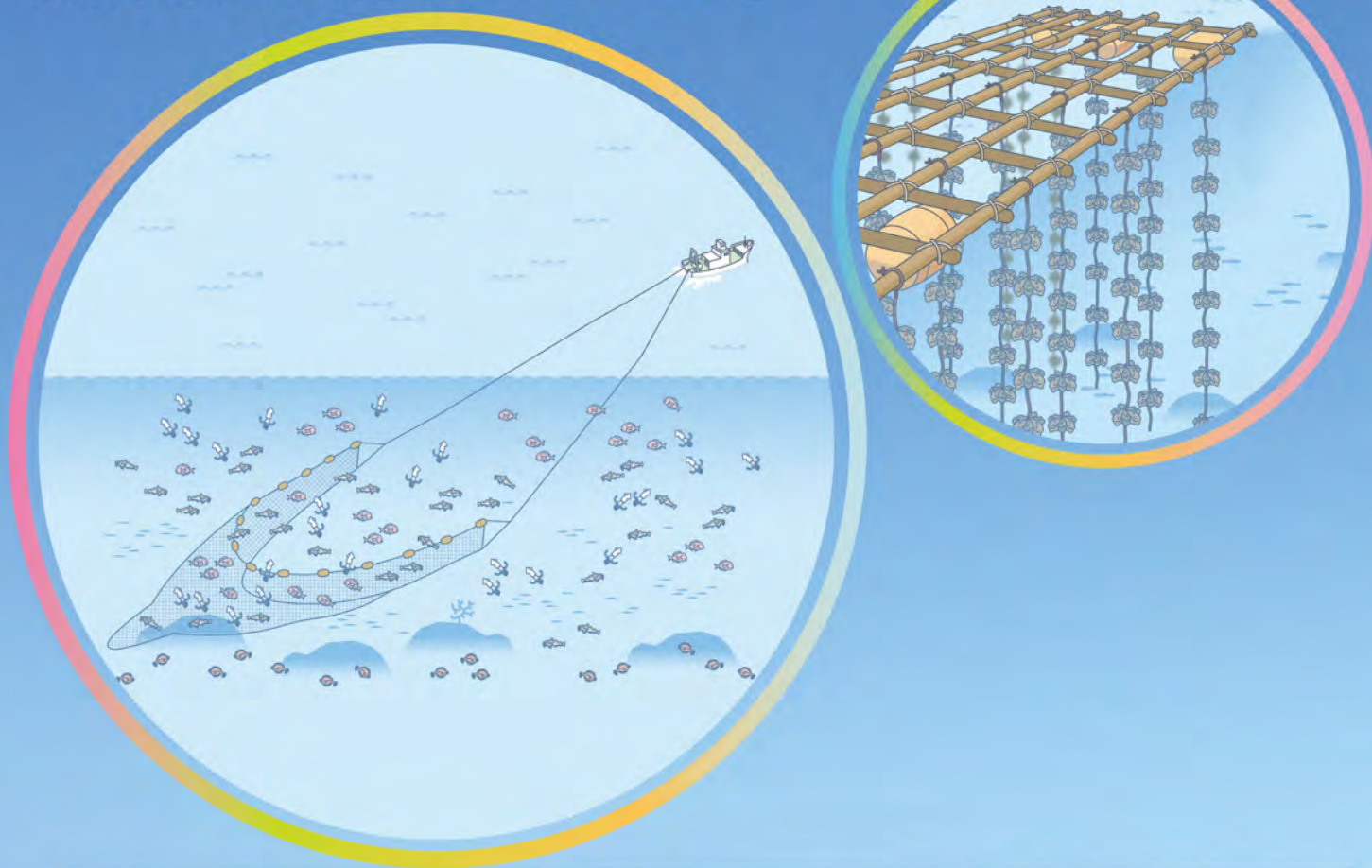
(備讃瀬戸～明石海峡)

漁業操業情報図



公益社団法人 日本海難防止協会

瀬戸内海東方海域(備讃瀬戸～明石海峡) 漁業操業情報図の目的



この漁業操業情報図は**瀬戸内海(海上交通安全法の適用海域)**で行われている主な漁業操業に関する情報図であり、海運関係者及び水産関係者の方々がこの情報図を利用することによって、一般船舶の航行の安全性を向上させることを目的として作成しました。

なお、この情報図は**備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域**で行われている主な漁業操業の特徴であり、この情報図以外にも漁業操業活動が行われており、すべての漁業操業活動が記載されてはおりません。

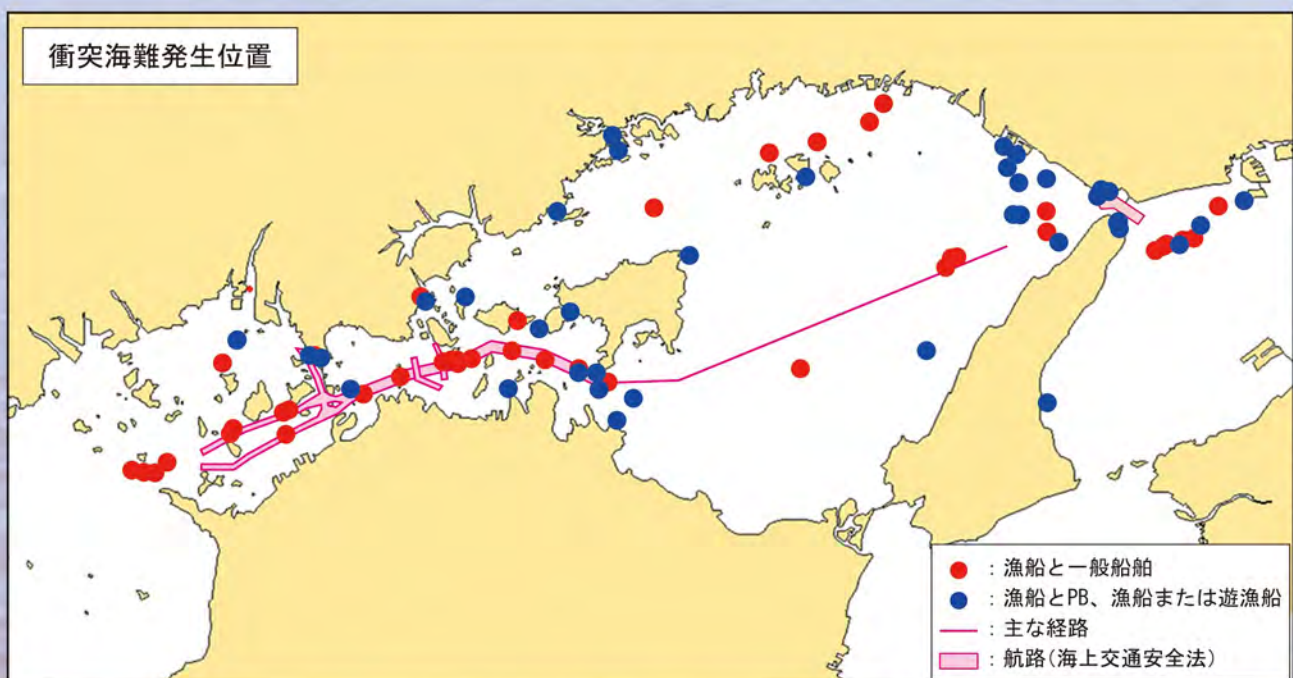
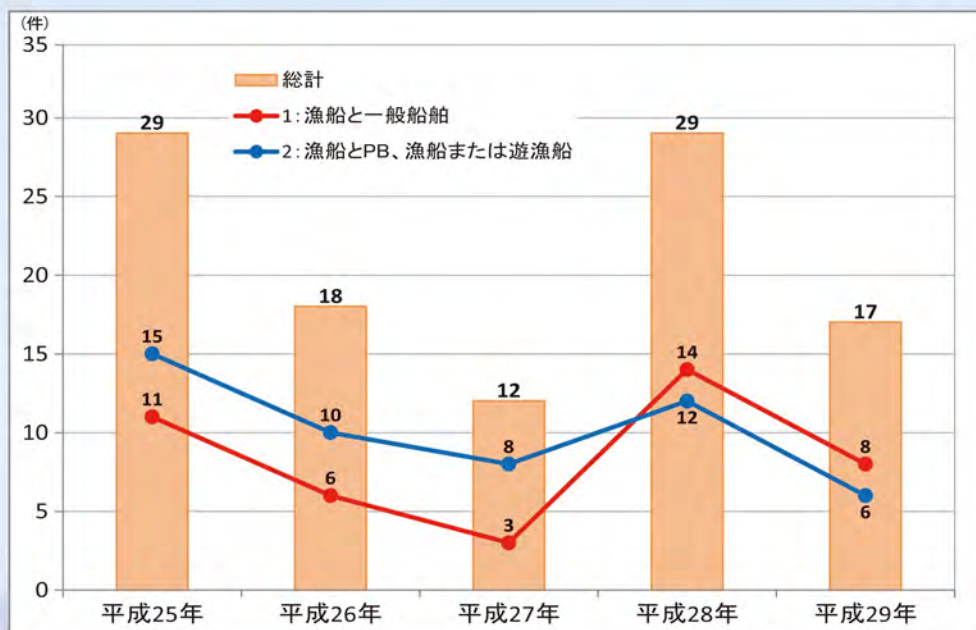
この情報図を利用することで安全航行につながり、同海域における海運・水産双方の安全な海域利用の一助となることを願うものです。

瀬戸内海東方海域(備讃瀬戸～明石海峡) における漁船と一般船舶との海難発生状況

備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域で発生した漁船の衝突海難を見ると、平成25年1月1日～平成29年12月31日の**5年間で105件**発生しています※。

そのうち漁船と一般船舶の衝突海難が42件、漁船とプレジャーボート（PB）、漁船または遊漁船との衝突海難が51件でした。

※海上保安庁提供

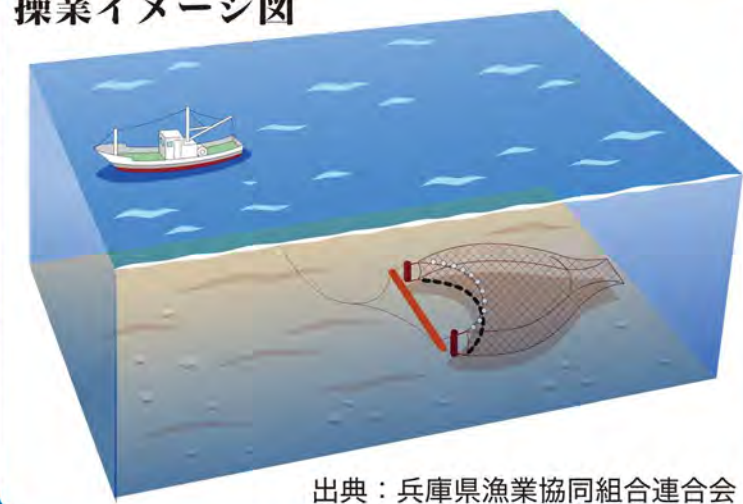


小型機船底びき網漁業

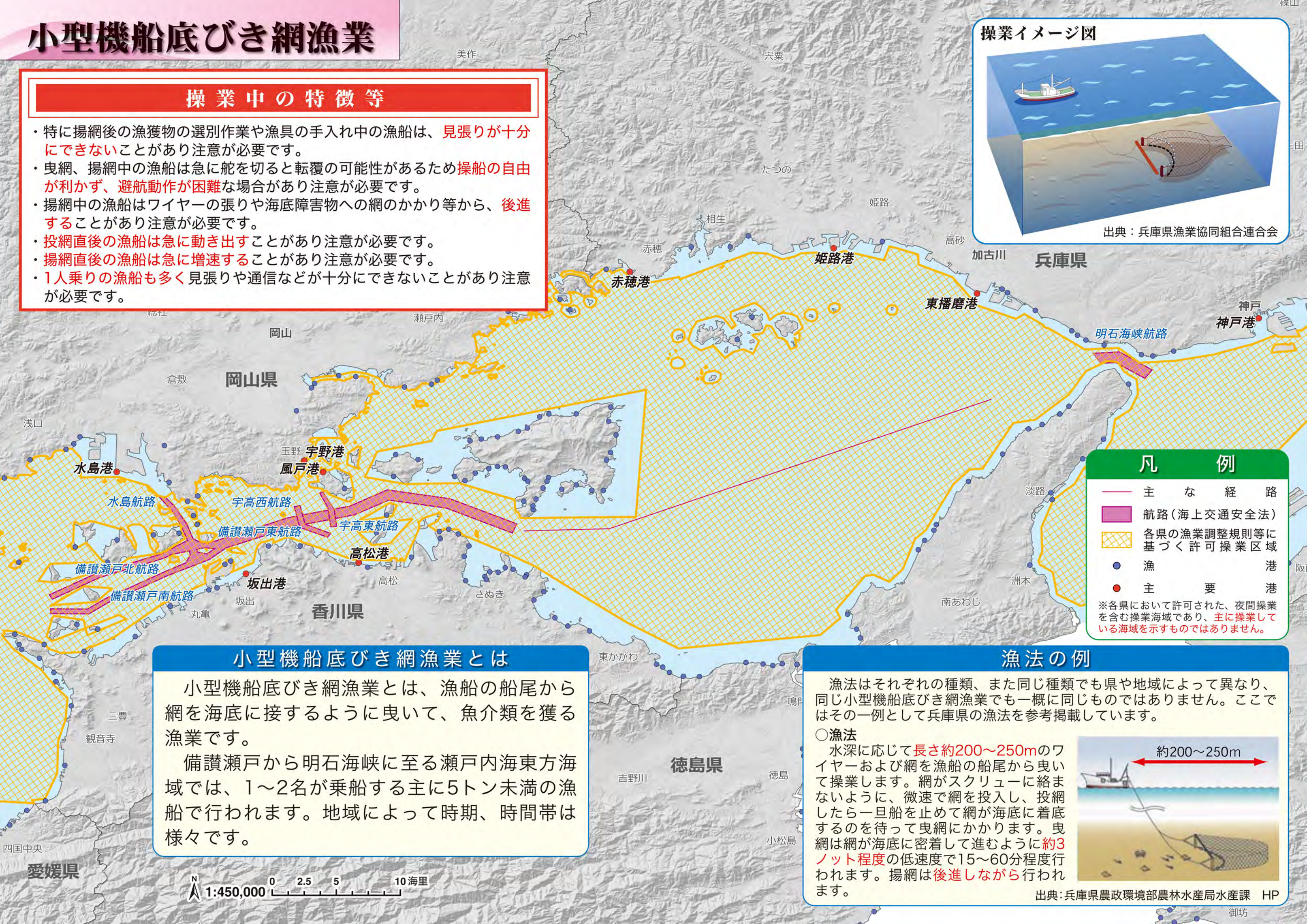
操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあります注意が必要です。
- ・曳網、揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります注意が必要です。
- ・揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、**後進**することがあります注意が必要です。
- ・投網直後の漁船は急に**動き出す**ことがあります注意が必要です。
- ・揚網直後の漁船は急に**増速する**ことがあります注意が必要です。
- ・**1人乗りの漁船も多く**見張りや通信などが十分にできないことがあります注意が必要です。

操業イメージ図



出典：兵庫県漁業協同組合連合会



凡例

- 主な経路
 - 航路(海上交通安全法)
 - 各県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域
 - 漁港
 - 主要港
- ※各県において許可された、夜間操業を含む操業海域であり、主に操業している海域を示すものではありません。

小型機船底びき網漁業とは

小型機船底びき網漁業とは、漁船の船尾から網を海底に接するように曳いて、魚介類を獲る漁業です。

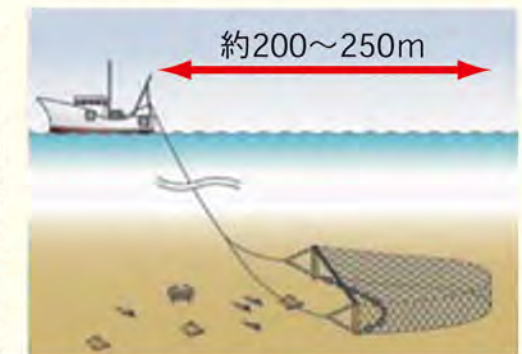
備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域では、1~2名が乗船する主に5トン未満の漁船で行われます。地域によって時期、時間帯は様々です。

漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ小型機船底びき網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として兵庫県の漁法を参考掲載しています。

○漁法

水深に応じて長さ約200~250mのワイヤーおよび網を漁船の船尾から曳いて操業します。網がスクリーンに絡まないように、微速で網を投入し、投網したら一旦船を止めて網が海底に着底するのを待って曳網にかかります。曳網は網が海底に密着して進むように約3ノット程度の低速度で15~60分程度行われます。揚網は後進しながら行われます。



出典：兵庫県農政環境部農林水産局水産課 HP

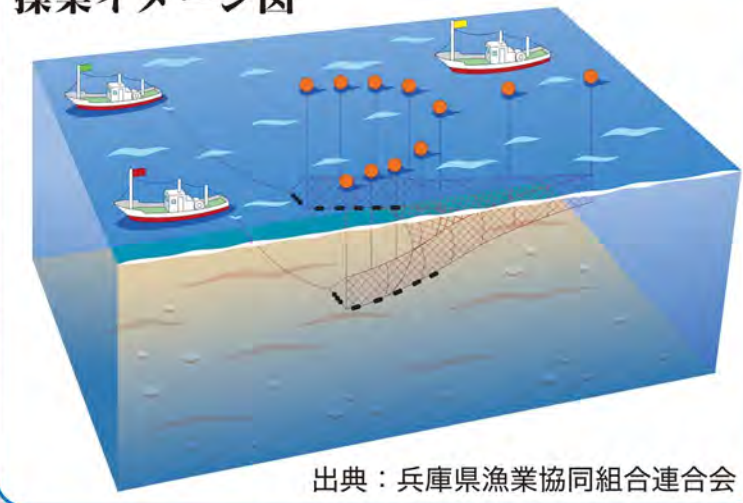
1:450,000 0 2.5 5 10海里

機船船びき網漁業

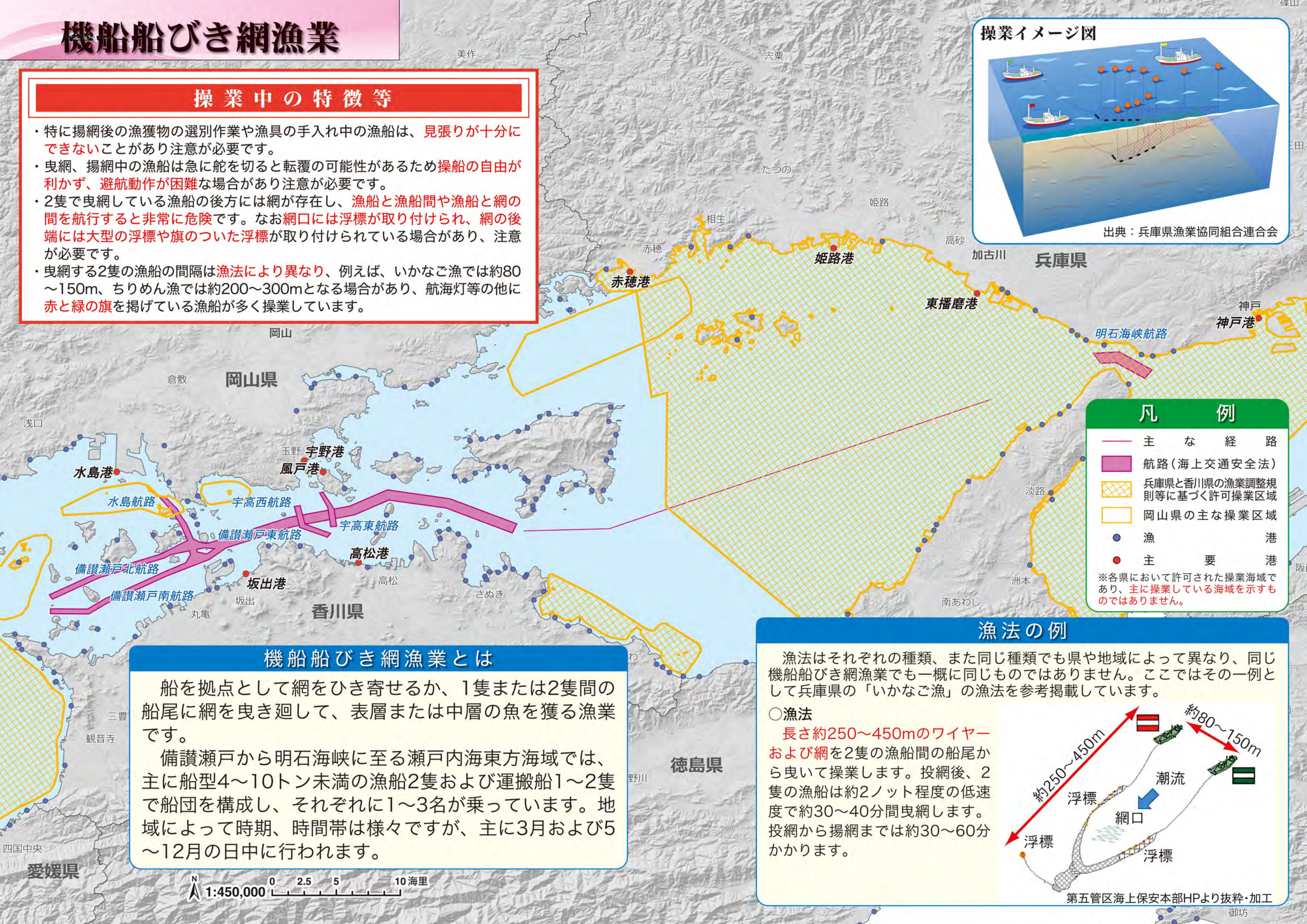
操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあります**注意**が必要です。
- ・曳網、揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります**注意**が必要です。
- ・2隻で曳網している漁船の後方には網が存在し、**漁船と漁船間や漁船と網の間を航行すると非常に危険**です。なお**網口には浮標**が取り付けられ、**網の後端には大型の浮標や旗のついた浮標**が取り付けられている場合があります、**注意**が必要です。
- ・曳網する2隻の漁船の間隔は**漁法により異なり**、例えば、いかなご漁では約80～150m、ちりめん漁では約200～300mとなる場合があります、航海灯等の他に**赤と緑の旗**を掲げている漁船が多く操業しています。

操業イメージ図



出典：兵庫県漁業協同組合連合会



凡 例

- 主 な 経 路
 - 航路 (海上交通安全法)
 - 兵庫県と香川県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域
 - 岡山県の主な操業区域
 - 漁 港
 - 主 要 港
- ※各県において許可された操業海域であり、主に操業している海域を示すものではありません。

機船船びき網漁業とは

船を拠点として網をひき寄せ、1隻または2隻間の船尾に網を曳き廻して、表層または中層の魚を獲る漁業です。

備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域では、主に船型4～10トン未満の漁船2隻および運搬船1～2隻で船団を構成し、それぞれに1～3名が乗っています。地域によって時期、時間帯は様々ですが、主に3月および5～12月の日中に行われます。

漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ機船船びき網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として兵庫県の「いかなご漁」の漁法を参考掲載しています。

○漁法

長さ約250～450mのワイヤーおよび網を2隻の漁船間の船尾から曳いて操業します。投網後、2隻の漁船は約2ノット程度の低速で約30～40分間曳網します。投網から揚網までは約30～60分かかります。



第五管区海上保安本部HPより抜粋・加工

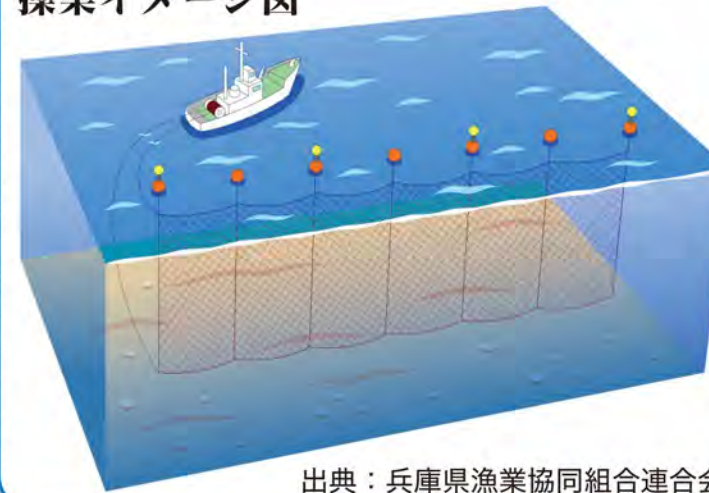
1:450,000 0 2.5 5 10海里

刺し網漁業

操業中の特徴等

- ・通常、網は潮流を横から受けるように南北方向に設置されますが、場所によっては東西方向に設置される場合もあります。
- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は見張りが十分にできないことがあり注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため操船の自由が利かず、避航動作が非常に困難な場合があります注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、後進することがあり注意が必要です。
- ・網には両端または一定の間隔で浮標が設置されていますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・地域・対象魚種によって網の長さ、丈および投網水深は様々です。
- ・航海灯等の他に黄色などの回転灯を点けている漁船があり目安になります。

操業イメージ図

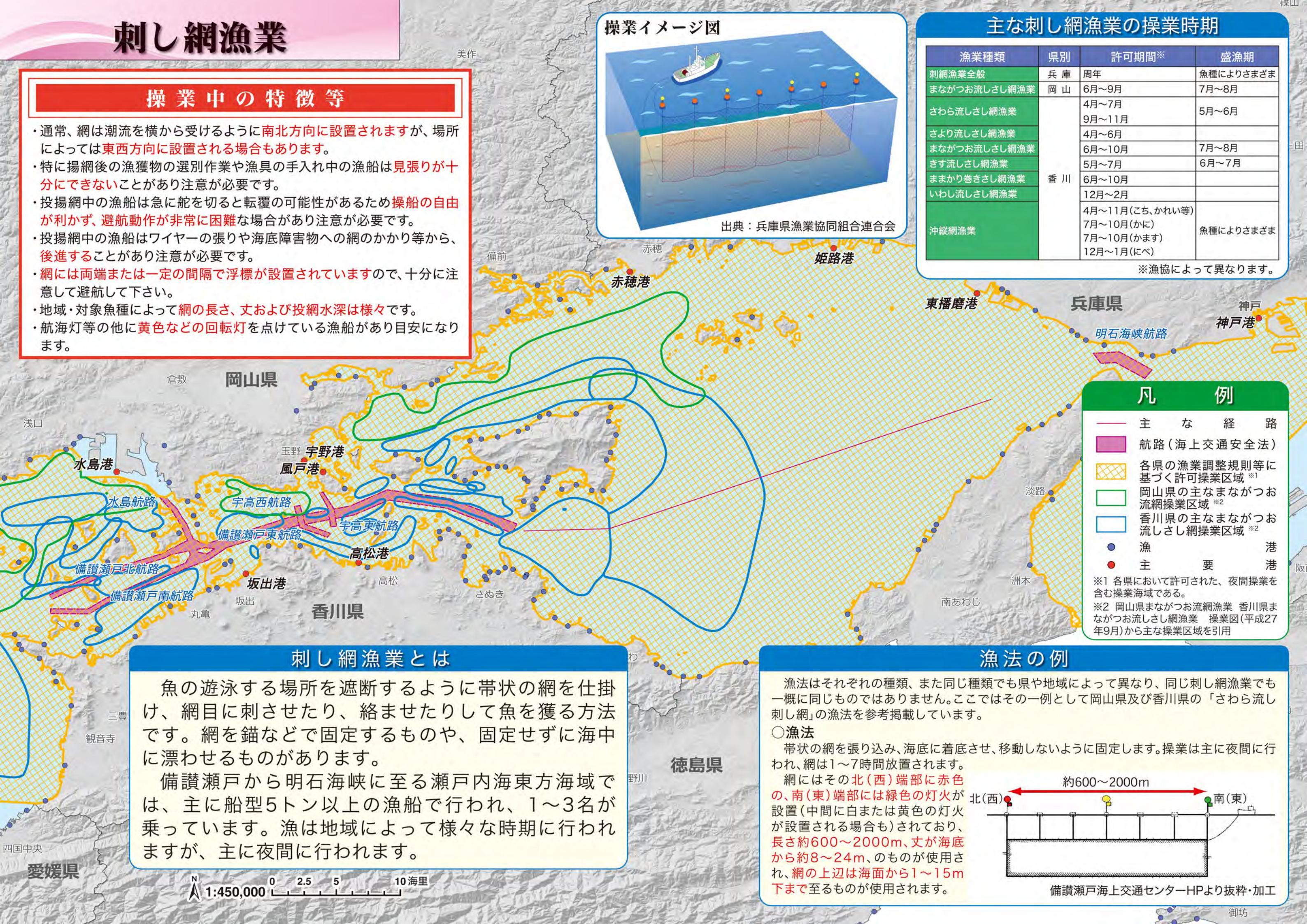


出典：兵庫県漁業協同組合連合会

主な刺し網漁業の操業時期

漁業種類	県別	許可期間※	盛漁期
刺し網漁業全般	兵庫	周年	魚種によりさまざま
まながつお流しさし網漁業	岡山	6月～9月	7月～8月
さわら流しさし網漁業	香川	4月～7月 9月～11月	5月～6月
さより流しさし網漁業		4月～6月	
まながつお流しさし網漁業		6月～10月	7月～8月
ぎす流しさし網漁業		5月～7月	6月～7月
ままかり巻きさし網漁業		6月～10月	
いわし流しさし網漁業		12月～2月	
沖縦網漁業		4月～11月(こち、かれい等) 7月～10月(かに) 7月～10月(かます) 12月～1月(にべ)	魚種によりさまざま

※漁協によって異なります。



凡例

- 主な経路
 - 航路(海上交通安全法)
 - ▨ 各県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域※1
 - ▭ 岡山県の主なまながつお流し網操業区域※2
 - ▭ 香川県の主なまながつお流しさし網操業区域※2
 - 漁港
 - 主要港
- ※1 各県において許可された、夜間操業を含む操業海域である。
 ※2 岡山県まながつお流し網漁業 香川県まながつお流しさし網漁業 操業図(平成27年9月)から主な操業区域を引用

刺し網漁業とは

魚の遊泳する場所を遮断するように帯状の網を仕掛け、網目に刺させたり、絡ませたりして魚を獲る方法です。網を錨などで固定するものや、固定せずに海中に漂わせるものがあります。

備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域では、主に船型5トン以上の漁船で行われ、1～3名が乗っています。漁は地域によって様々な時期に行われますが、主に夜間に行われます。

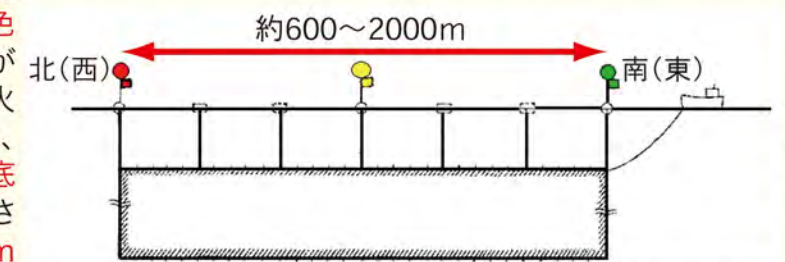
漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ刺し網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として岡山県及び香川県の「さわら流し刺し網」の漁法を参考掲載しています。

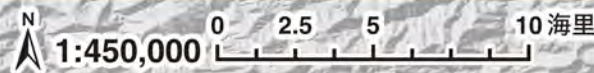
○漁法

帯状の網を張り込み、海底に着底させ、移動しないように固定します。操業は主に夜間に行われ、網は1～7時間放置されます。

網にはその北(西)端部に赤色の、南(東)端部には緑色の灯火が設置(中間に白または黄色の灯火が設置される場合も)されており、長さ約600～2000m、丈が海底から約8～24m、のものが使用され、網の上辺は海面から1～15m下まで至るものが使用されます。



備讃瀬戸海上交通センターHPより抜粋・加工



1:450,000

袋待網 (こませ網) 漁業

操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は**見張りが十分にできない**ことがあります注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が非常に困難**な場合があります注意が必要です。
- ・投揚網中の漁船はワイヤーの張りや海底障害物への網のかかり等から、**後進**することがあり注意が必要です。
- ・網口には**オレンジ色**、その他に白色と色分けされた浮標が設置され、また夜間に操業が行われる場合には、**錨ダルに灯火**が設置されますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・網の長さ、丈および投網水深は様々です。
- ・航海灯等の他に**黄色**などの回転灯を点けている漁船があり目安になります。
- ・備讃瀬戸海上交通センターから**操業情報 (こませ網漁船操業状況参考図)**を得ることができます。
- ・強潮流時には**浮標 (ハナダル)**が海面下に没する場合がありますため注意が必要です。

袋待網漁業とは

袋状の網を潮流と平行になるように2個の錨で海底に敷設し、潮流に乗ってくる魚が乗網するのを待受けて獲る漁法です。

備讃瀬戸海域では、主に船型5~19トン程度の漁船で行われ、2~3名が乗っています。漁は対象となる魚種や季節・潮の状況により、操業する海域が異なります。

袋待ち(こませ)網漁業の漁期

漁期(月)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
昼間		○	◎	◎	◎	◎	○					
昼夜間			○	◎	◎	◎	◎	○				

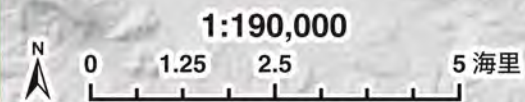
出典：高松海上保安部HP



凡 例

- 主な経路
- 航路(海上交通安全法)
- 西流時の主要操業区域
- 東流時の主要操業区域
- 漁港
- 主要港
- 岡山県の主な操業区域
- 香川県の漁業調整規則等に基づく対象魚種別の許可操業区域
- 小型まながつお込網漁業
- いか込網漁業
- まながつお込網漁業
- 小型いか込網漁業
- 大型いか込網漁業

岡山県の漁業調整規則等に基づく袋待網漁業および香川県の上記以外の袋待網漁業は、許可操業区域が地先海面であるため、本情報図上においては区域を表示していません。



漁法の例

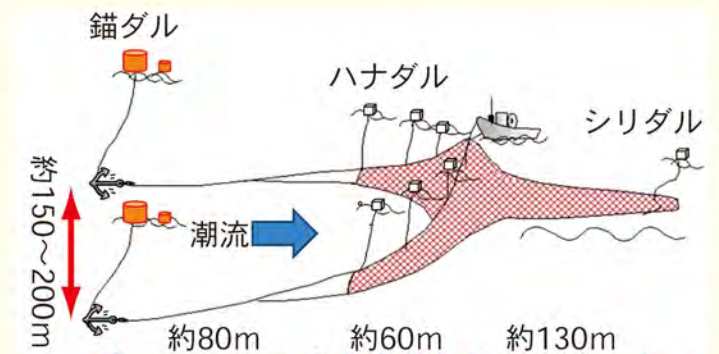
漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ袋待網漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として岡山県および香川県の漁法を参考掲載しています。

○漁法

袋状の網を潮流と平行になるように、150~200mの間隔に投入し、2個の錨で海底に敷設します。

操業は主に潮流の強い時間帯に行われ、網は約5時間放置されます。

主に網口に**オレンジ色**、その他に白色と色分けされた浮標が設置されており、長さ約300m、丈が海底から約15m、のものが使用され、網の上辺は海面から**1~15m**下まで至ります。



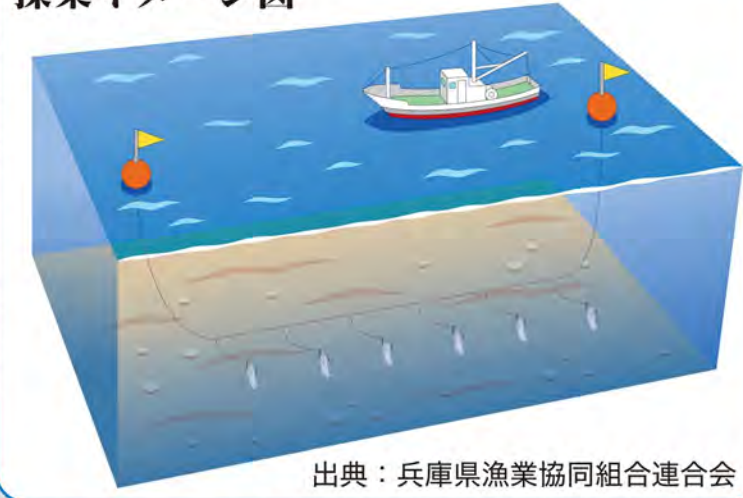
備讃瀬戸海上交通センターHPより抜粋・加工

はえなわ 延縄漁業

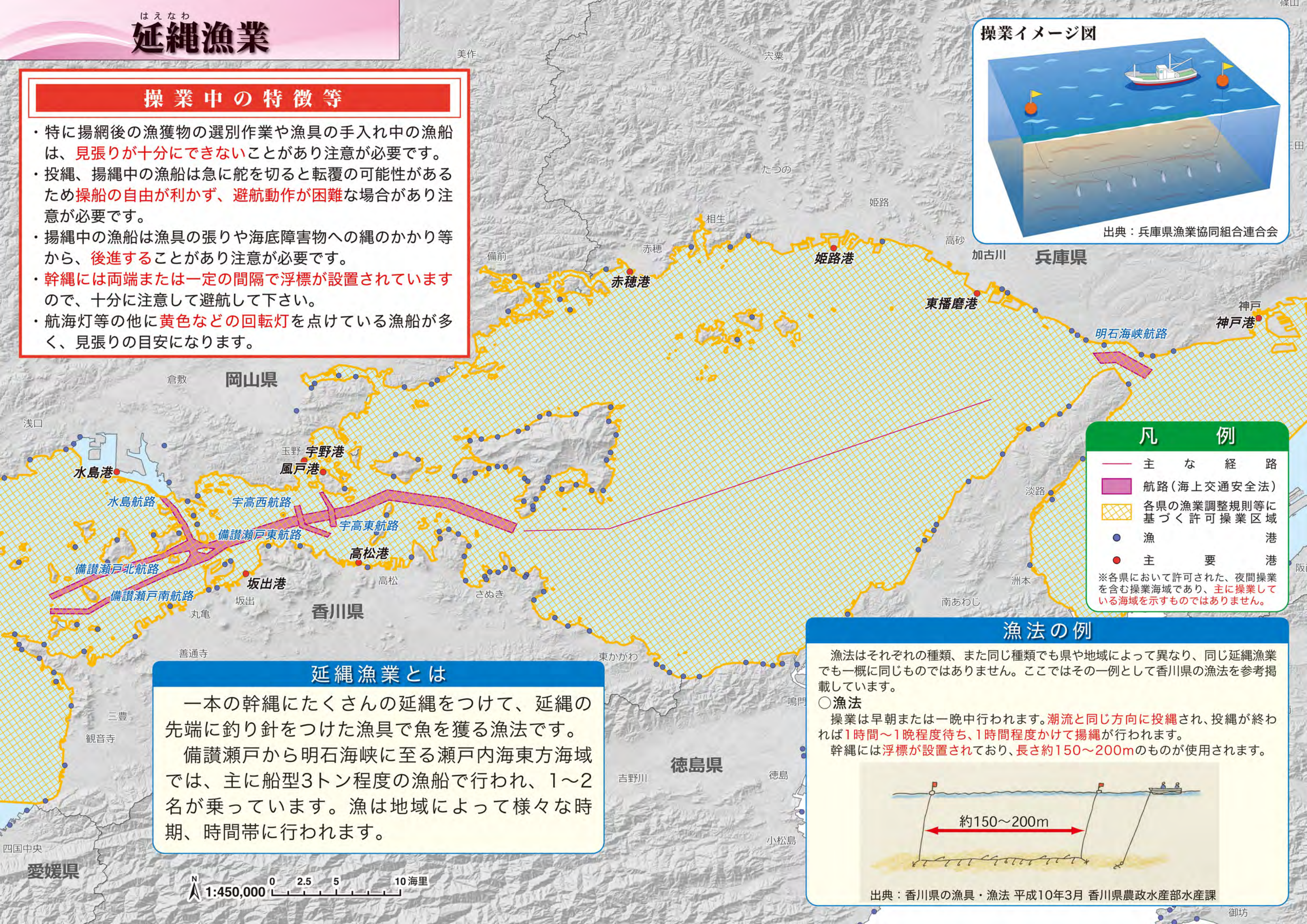
操業中の特徴等

- ・特に揚網後の漁獲物の選別作業や漁具の手入れ中の漁船は、**見張りが十分にできない**ことがあり注意が必要です。
- ・投縄、揚縄中の漁船は急に舵を切ると転覆の可能性があるため**操船の自由が利かず、避航動作が困難**な場合があります注意が必要です。
- ・揚縄中の漁船は漁具の張りや海底障害物への縄のかかり等から、**後進**することがあり注意が必要です。
- ・幹縄には両端または一定の間隔で**浮標が設置**されていますので、十分に注意して避航して下さい。
- ・航海灯等の他に**黄色などの回転灯**を点けている漁船が多く、見張りの目安になります。

操業イメージ図



出典：兵庫県漁業協同組合連合会



凡 例

- 主 な 経 路
 - 航路(海上交通安全法)
 - 各県の漁業調整規則等に基づく許可操業区域
 - 漁 港
 - 主 要 港
- ※各県において許可された、夜間操業を含む操業海域であり、主に操業している海域を示すものではありません。

延縄漁業とは

一本の幹縄にたくさんの延縄をつけて、延縄の先端に釣り針をつけた漁具で魚を獲る漁法です。
備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域では、主に船型3トン程度の漁船で行われ、1~2名が乗っています。魚は地域によって様々な時期、時間帯に行われます。

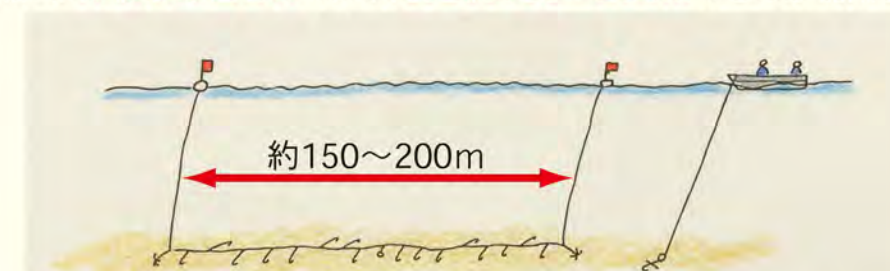
漁法の例

漁法はそれぞれの種類、また同じ種類でも県や地域によって異なり、同じ延縄漁業でも一概に同じものではありません。ここではその一例として香川県の漁法を参考掲載しています。

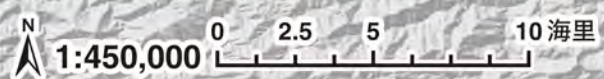
○漁法

操業は早朝または一晩中行われます。潮流と同じ方向に投縄され、投縄が終われば1時間~1晩程度待ち、1時間程度かけて揚縄が行われます。

幹縄には浮標が設置されており、長さ約150~200mのものが使用されます。



出典：香川県の漁具・漁法 平成10年3月 香川県農政水産部水産課

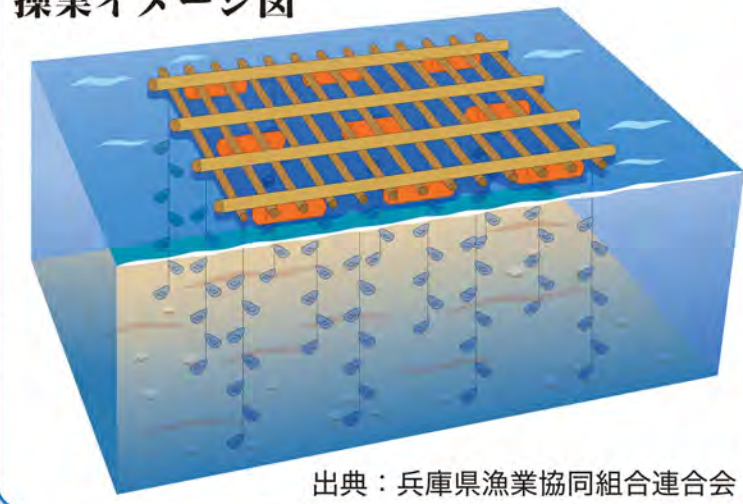


養殖

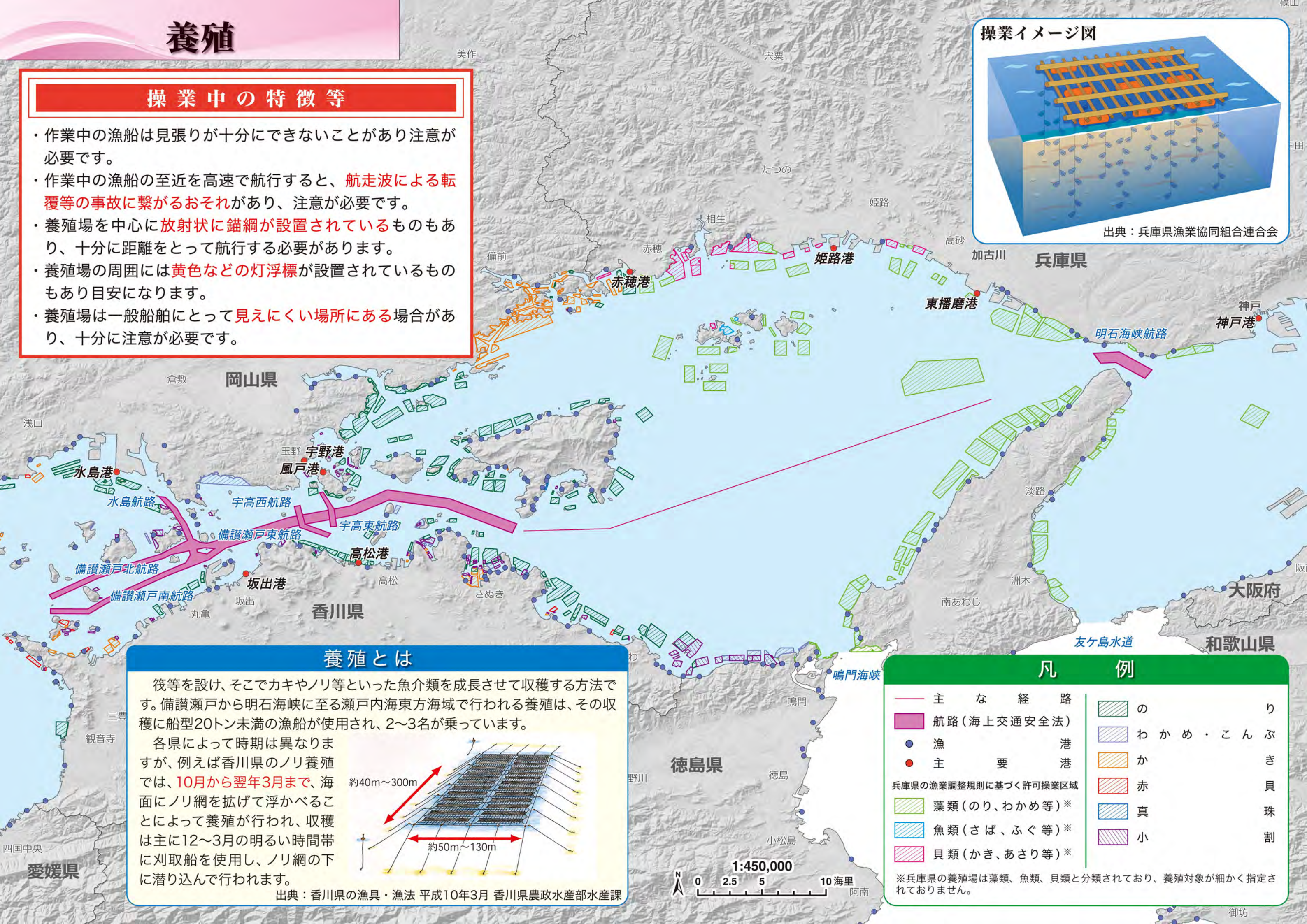
操業中の特徴等

- ・作業中の漁船は見張りが十分にできないことがあり注意が必要です。
- ・作業中の漁船の至近を高速で航行すると、航走波による転覆等の事故に繋がるおそれがあり、注意が必要です。
- ・養殖場を中心に放射状に錨網が設置されているものもあり、十分に距離をとって航行する必要があります。
- ・養殖場の周囲には黄色などの灯浮標が設置されているものもあり目安になります。
- ・養殖場は一般船舶にとって見えにくい場所にある場合があります、十分に注意が必要です。

操業イメージ図



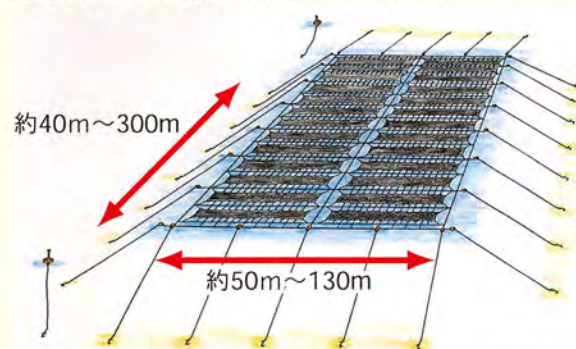
出典：兵庫県漁業協同組合連合会



養殖とは

筏等を設け、そこでカキやノリといった魚介類を成長させて収穫する方法です。備讃瀬戸から明石海峡に至る瀬戸内海東方海域で行われる養殖は、その収穫に船型20トン未満の漁船が使用され、2~3名が乗っています。

各県によって時期は異なりますが、例えば香川県のノリ養殖では、10月から翌年3月まで、海面にノリ網を拡げて浮かべることによって養殖が行われ、収穫は主に12~3月の明るい時間帯に刈取船を使用し、ノリ網の下に潜り込んで行われます。



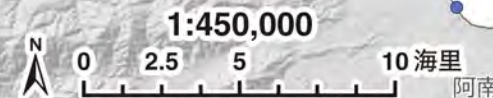
出典：香川県の漁具・漁法 平成10年3月 香川県農政水産部水産課

凡例

- 主な経路
- 航路(海上交通安全法)
- 漁港
- 主要港
- 兵庫県の漁業調整規則に基づく許可操業区域
- 藻類(のり、わかめ等)※
- 魚類(さば、ふぐ等)※
- 貝類(かき、あさり等)※

- のり
- わかめ・こんぶ
- かき
- 赤貝
- 真珠
- 小割

※兵庫県の養殖場は藻類、魚類、貝類と分類されており、養殖対象が細かく指定されておられません。



海のもしもは「118番」

「118番」は海上保安庁緊急通報用電話番号です。次のような場合には、「118番」に通報し、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを簡潔に落ち着いてお話しください。

- 海難人身事故に遭遇した、または目撃した。
 - 油の排出等を発見した。
 - 不審船を発見した。
 - 密輸密航事犯等の情報を得た。
- 加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。

海と安全に関連する情報リンク先

海の安全情報

(海上保安庁)



全国の海上安全情報や海上気象情報などをご覧ください。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/info/mics/index.htm>

航海安全情報

(第五管区海上保安本部海洋情報部)



大阪府・兵庫県(日本海側を除く)・和歌山県・徳島県・高知県の沿岸及びその周辺海域の定置漁具の敷設状況等の航海安全情報をご覧ください。

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

船舶事故ハザードマップ

(運輸安全委員会)



全国の船舶事故事例やハザード事例などの船舶事故情報をご覧ください。

<http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/>

航海安全情報

(第六管区海上保安本部海洋情報部)



瀬戸内海および宇和海の漁業や来島海峡潮流情報などの航海安全情報をご覧ください。

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/1_kokai/kokai.html

お問い合わせ

公益社団法人 日本海難防止協会 TEL:03-3502-2231

URL: <http://www.nikkaibo.or.jp/>

本冊子は上記URLにてダウンロードが出来ます。

